



# 富山大学学報

第74~76号 (昭和41年1月-3月)

## 目次

関係法令	1
学内規則	2
富山大学教育学部附属学校規則の制定	2
富山大学教育学部規程の一部改正	3
富山大学工学部規程の一部改正	6
富山大学における出納官吏等の官職指定に 関する内規の制定	6
富山大学における一般競争参加資格審査員等 の官職指定に関する内規の制定	7
富山大学文理学部規程の一部改正	8
富山大学経済学部規程の一部改正	8
富山大学工学部規程の一部改正	8
富山大学電気工作物保安規則の制定	8
富山大学学則の一部改正	12
諸会議	13
人事異動	14
学内諸報	15
附属図書館長選出	15
昭和40年度大学院修士学位記授与式	15
昭和40年度卒業式	15
昭和41年度入学試験	15
学内職員レクリエーション	16
高森乙松教授の逝去	16
職員消息	16
主要日誌	17

## 関係法令

### 法律

18 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を 改正する法律	3. 31 号外26
31 所得税法の一部を改正する法律	〃 号外26

(官報月  
載掲日)

### 政令

49 小包郵便物料金令の一部を改正する政令	3. 28
53 義務教育費国庫負担法第2条但書の規定に 基き教職員給与費等の国庫負担額の最高限 度を定める政令の一部を改正する政令	3. 29
54 義務教育費国庫負担法に基く教材費の国庫 負担の限度額算出の基礎となる額を定める 政令の一部を改正する政令	〃
67 日本学校安全会法施行令の一部を改正する 政令	3. 31
71 放射生同位元素等による放射線障害の防止 に関する法律施行令の一部を改正する政令	〃
73 所得税法施行令の一部を改正する政令	〃 号外30

### 省令

〔文部省〕

6 文部省関係許可認可等臨時措置令施行規則 の一部を改正する省令	3. 31 号外31
7 国立の学校における授業料その他の費用に 関する省令の一部を改正する省令	〃 〃
8 大学入学資格検定規程の一部を改正する省 令	3. 31 号外31
10 図書館法施行規則の一部を改正する省令	〃 〃
13 学校給食法施行規則の一部を改正する省令	〃 〃
14 産業教育調査規則及び学校設備調査規則の 一部を改正する省令	〃 〃

〔労働省〕

4 労働基準法施行規則の一部を改正する省令	3. 23
-----------------------	-------

〔大蔵省〕

12 所得税法施行規則の一部を改正する省令	3. 31 号外34
-----------------------	---------------

### 規則

〔人事院〕

1-2 用語の定義の一部を改正する規則	2. 19
1-4 現行の法律命令及び規則の廃止の一部を 改正する規則	〃
9-30 特殊勤勉手当の一部を改正する規則	〃
10-2 勤務評定の一部を改正する規則	〃
10-6 職員のレクリエーションの一部を改正す る規則	〃
11-4 職員の身分保障の一部を改正する規則	〃
14-8 職員が官職以外の職務又は業務に従事す	

	る場合の一部を改正する規則	〃
10-5	職員の放射線障害の防止の一部を改正する規則	3. 25
2-3	人事院事務総局の組織の一部を改正する規則	3. 30
2-4	人事院の職員に対する権限の委任の一部を改正する規則	〃
2-7	人事院事務総局の職制の一部を改正する規則	〃
<b>訓 令</b>		
〔文部省〕		
2	文部省所管旅費規則の一部を改正する訓令	2. 28
5	事務局に部を置く国立大学等を指定する訓令の一部を改正する訓令	3. 31 号外31
〔大蔵省〕		
3	国有財産総轄事務処理規則等の一部を改正する訓令	3. 30
<b>告 示</b>		
〔文部省〕		
143	昭和41年度に於いて使用する小学校、中学校及び高等学校の教科書の定価を認可した件	2. 9
146	大学院入学資格指定の一部を改正する件	2. 28
<b>官庁報告</b>		
〔文部省〕		
	昭和41年度国立大学学生募集要項（富山大学など第2期校）	2. 3 号外8
〔人事院〕		
公示1	人事院規10則—2及び10—6に定める人事院の権限及び所掌事務の一部の委任に関し決定した件	2. 19
〃2	昭和39年人事院公示第7号の一部改正に関し決定した件	3. 31
事務総局 公示1	昭和26年人事院公示第24号等の一部改正に関し決定した件	3. 30

学 内 規 則

**富山大学教育学部附属学校規則の制定**

富山大学教育学部附属学校規則を次のように制定する。

昭和41年1月17日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学教育学部附属学校規則

（趣旨）

**第1条** この規則は、富山大学教育学部附属小学校、中学

校及び幼稚園（以下「各校」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

（目的）

**第2条** 各校は、それぞれ学校教育法その他関係法令の定めるところにより、初等普通教育、中等普通教育又は幼児の保育を施すとともに、学部附属する教育研究の機関として、学部における児童、生徒又は幼児の教育又は保育に関する研究に協力し、学部の計画に基づき学生の教育実習の実施に当たるものとする。

（修業年限）

**第3条** 各校の修業年限は、それぞれ学校教育法の定めるところによる。ただし、幼稚園については2年保育とする。

（学年、学期及び休業日）

**第4条** 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

**第5条** 学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで。

第2学期 9月1日から12月31日まで。

第3学期 1月1日から3月31日まで。

**第6条** 休業日は、次のとおりとする。ただし、各校において特別の必要がある場合は、この限りでない。

(1) 国民の祝日

(2) 日曜日

(3) 富山大学及び各校の創立記念日

(4) 春季休業 4月1日から4月7日までの間に設ける。

(5) 夏季休業 7月18日から8月31日までの間に設ける。

(6) 冬季休業 12月18日から翌年1月13日までの間に設ける。

(7) 学年末休業 3月18日から3月31日までの間に設ける。

（教育課程）

**第7条** 各校の教育課程は、学校教育法施行規則に基づいて校長（幼稚園にあつては園長。以下同じ。）が定める。

（学級及び収容定員）

**第8条** 各校の学級数及び収容定員は、次のとおりとする。

区 分	学 級 数	学 級 定 員	入 学 定 員	総 定 員
小学校	12	40名	80名	480名
中学校	9	50	150	450
幼稚園	2	35	35	70

（入学及び転入学）

**第9条** 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、転入学については、この限りでない。

- 2 入学を志願する者については、各校において選考の上、校長がこれを許可する。
- 3 転入学を志願する者については、定員に欠員がある場合に限り、選考の上、校長がこれを許可することができる。
- 4 前2項の出願手続き及び入学者の選考方法は、別に定める。

(休学、転学及び退学)

第10条 休学、転学又は退学する者は、その理由を具し、校長に願い出て許可を得なければならない。

(卒業)

第11条 校長は、全課程を修了したと認めたる者には、卒業証書(幼稚園にあっては保育証書)を授与する。

- 2 前項の証書は、様式1及び2のとおりとする。

(授業料等)

第12条 小学校及び中学校においては、授業料を徴収しない。ただし、入学を許可するための試験、身体検査、書面その他による選考等を行なうときは、小学校にあっては300円、中学校にあっては450円の検定料を徴収する。

- 2 幼稚園においては、入園料として450円、保育料として年額3,600円を徴収する。
- 3 前2項に掲げる費用の徴収については、関係法令に定めるもののほか、富山大学学則中授業料等に関する規定を準用する。

(運営委員会)

第13条 第2条の目的達成に資するため、附属学校運営委員会を置く。

- 2 前項の運営委員会に関する規則は、別に定める。

(補則)

第14条 この規則中「入学」とあるのは、幼稚園においては「入園」と読み替えるものとし、転入学、休学、転学及び退学についても同様とする。

附 則

- 1 この規則は、昭和41年1月17日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。
- 2 この規則の改正は、附属学校運営委員会の議を経るものとする。

(様式1)

第 号	富山大学教育学部附属 小学校長 印	証 す る	修 了 し た こ と を	本 校 の 全 課 程 を	校 印	卒 業 証 書
		昭 和			昭 和	
		年			年	
		月			月	
		日			日	

(様式2)

第 号	富山大学教育学部附属幼稚園長 印	を 証 す る	課 程 を 修 了 し た こ と	本 幼 稚 園 の 二 年 保 育	園 印	保 育 証 書
		昭 和			昭 和	
		年			年	
		月			月	
		日			日	

富山大学教育学部規程の一部改正

富山大学教育学部規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

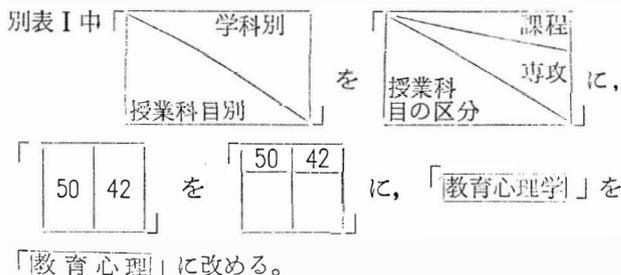
昭和41年2月11日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学教育学部規程の一部を改正する規定

富山大学教育学部規程(昭和27年4月18日制定)の一部を次のように改正する。

(別表Iの補正)



(別表IIの補正)

別表II(イ)及び別表II(ロ)を別紙(1)のように改める。

(別表IIIの見出し等の補正)

別表III教科名国語から教科名教育心理学までの各見出しを、それぞれ「国語専攻」、「社会専攻」、「数学専攻」理科専攻、「音楽専攻」、「図画工作・美術専攻」、「体育・保健体育専攻」、「家庭専攻」、「技術専攻」、「英語専攻」、「教育学専攻」及び「教育心理学専攻」に改める。

別表IIIの各表中「授業科目内容」を「授業科目」に改める。

別表III国語専攻から家庭専攻まで各表の備考中「教科教育法および教材研究」を「教材研究および教科教育法」に改める。

(授業科目の名称変更)

別表III図画工作・美術専攻の表中「工芸製作及び理論」を「工芸」に改める。別表III教育学専攻の表中「初等教育原理」を「教育原理」に、「初等教育課程」を「教育課程」に、「初等教育心理」を「教育心理」に改める。

別表Ⅲ教育心理学専攻の表中「教育心理学」を「教育心理」に、「初等教育原理」を「教育原理」に改める。  
(単位数の変動)

別表Ⅲ数学専攻の表幾何学の項中

2
4
—
—
2
4

} 6 を

に、同表応用数学の項中

3
2
2

} 2

を

3
2
2

} 4 に改める。

別表Ⅲ理科専攻の表地学の項中

「地学実験Ⅰ | 2 | 1 | 」を「地学実験Ⅰ | 2 | 2 | 」に、  
「地形学 | 4 | 2 | 」を「地形学 | 4 | 1 | 」  
に改める。

(学科目の表示)

別表Ⅲ各学科専攻の表の左に、それぞれ次表下欄のように学科目の欄を加える。

専攻学科の区分	国語	社会	数学	理科	音楽	図画工作・美術
下	国語学	歴史学	代数学及び幾何学	物理学	音楽	絵画
	国文学	地理学	解析学及び応用数学	化学	器楽	彫塑
欄	書道	法律学		生物学	作曲	構成美術理論・美術史
		経済学		地学		

体育・保健体育	家庭技術	英語	教育学	心理学
体育実技	食物学	木材加工	英語学	教育学
生理学及び衛生学	被服学	電気	英米文学	教育史
学校保健	家庭管理	機械		教育心理学
体育理論・体育史	農業		教育制度	発達心理学
			教育社会学	

(授業科目の配列変更)

別表Ⅲ国語学専攻の表中

国語学	国語概論	2	2	2	—	—	—	—
	国語各論	10	—	2	—	2	8	—
	国語演習	4	—	—	2	—	2	—
	言語学概論	2	—	—	—	—	2	—
	国語特別講義	2	—	—	—	—	—	2

を

国語学	言語学概論	2	—	—	—	—	2	—
	国語概論	2	2	—	2	—	—	—
	国語各論	10	—	2	—	2	8	—
	国語演習	4	—	—	2	—	2	—
	国語特別講義	2	—	—	—	—	—	2

に改める。

別表Ⅲ数学専攻の表中「数学概論 | 数学概論」を「数学概論」に改める。

別表Ⅲ英語専攻の表中「言語学 | 言語学概論 | 2 | 2 | 」の項を「言語学概論 | 2 | 2 | 」に改め、「英語学 | 英語音声学 | 4 | 4 | 」の項の前に移す。

別表Ⅲ中教育学専攻及び教育心理学専攻の表を、それぞれ別紙(2)のように改める。

(別表Ⅳの補正)

別表Ⅳの見出しを次のように改める。

別表Ⅳ(別表Ⅲ各免許状教科以外の教科及びその他の免許状取得のための開設授業科目

同表中「授業科目内容」を「教育職員免許法施行規則で規定する専門科目」

「授業科目」に改める。

附 則

この規程は、昭和41年2月11日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。ただし、昭和35年度以前の入学生については、なお従前の例による。

別紙(1)

別表Ⅱ(イ) 教科専攻の学生のための教職科目

学科目	授 業 科 目	開設 単位	小学校教員養成課程		中学校教員養成課程	
			必	選	必	選
教育学	教育学	教育原理	4	4	—	4
		教育課程	2	—	2	2
		学習指導	4	4	—	2
		生活指導(進路)	2	—	2	—
教育史	教育史	日本教育史	4	4	—	2
		西洋教育史	4	4	—	2
		教育哲学	2	2	—	2
教 育 制 度	教育制度	教育行政	2	—	2	—
		学校保健	2	—	—	—
教育社会学	教育社会学	教育社会学	4	4	—	2
		社会教育	2	—	—	—
教育心理学	教育心理学	教育心理学	4	4	—	4
		発達心理学	4	—	—	—
発達心理学	発達心理学	幼児心理学	4	—	—	2
		児童心理学	4	4	—	2
		青年心理学	4	4	—	2

教材研究	別紙Ⅱ(口照)	17	16		
教科教育法	別紙Ⅱ(口照)	43		3	
	道德教育の研究	4	2	2	
	教育実習	4	4	3	
計			30	6	15
		120	36	18	

別表Ⅱ(口)

課程 授業科目ならびに 開設単位	小学校教員 養成課程		中学校教員 養成課程	
	授業科目	開設単位	授業科目	開設単位
国語科教育	国語科教材研究Ⅰ,Ⅱ	2	国語科教育法Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ	3
社会科教育	社会科教材研究	3	社会科教育法総論,各論	4
数学科教育	算数教材研究	2	数学科教育法Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ	3
理科教育	理科教材研究(物理・化学)(生物・地学)	2	理科教育法・物理化学・生物地学	4
音楽科教育	音楽科教材研究Ⅰ,Ⅱ	2	音楽科教育法Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ	3
美術科教育	図画工作科教材研究Ⅰ,Ⅱ	2	美術科教育法Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ	3
書道科教育			書道科教育法Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ	3
保健体育科教育	保健体育科教材研究Ⅰ,Ⅱ	2	保健体育科教育法	1
			保健体育科教育法Ⅰ,Ⅱ	2
			保健体育科保健教育法Ⅰ,Ⅱ	2
技術科教育			技術科教育法Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ	3
家庭科教育	家庭科教材研究Ⅰ,Ⅱ	2	家庭科教育法Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ	3
職業科教育			職業科教育法Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ	3
			農業科教育法Ⅰ,Ⅱ	2
			工業科教育法Ⅰ,Ⅱ	2
			商業科教育法Ⅰ,Ⅱ	2

英語科教育		英語科教育法Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ	3
計		17	計
			46

備考 指定以外のものは選択単位として認定する。  
別紙(2)

別表Ⅲ

教育学専攻

学科目	授業科目	開設単位	小学校教員養成課程		
			必	選	必
教育学	教育学	教育原理	4	4	1
		教育学演習	4		
		教育課程	2		
		教育方法概説	2		
		学習指導	4		
		生活指導	2		
		視聴覚教育	2		
教育学特別講義	4				
教育史	教育史	日本教育史	4		13
		西洋教育史	4		
		教育哲学	2		
教育制度	教育制度	教育行政	2		2
		教育法規	2		
		学校管理	2		
		学級経営	2		
		教育財政	2		
教社会学	教社会学	教育社会学	4		2
		社会教育	2		
		図書館学	4		
教心理学	教心理学	教育心理学	4	4	2
		教育統計学	2		
		教育心理Ⅰ	4		
発心理学	発心理学	幼児心理学	4		2
		児童心理学	4		
		教材研究	17	16	
		道德教育の研究	4	2	
		教育実習	4	4	
特設科目					
計		97	30	16	46

別表Ⅲ

教育心理学専攻

学 科 目	授 業 科 目	開 設 単 位	小学校教員 養成課程			
			必	選 必		
教 育 心 理 学	教 育 心 理 学	教育心理	4	4		
		教科心理学	2		2	
		学習心理学	2		2	
		社会心理学	2		2	
		学級心理学	2		2	
		グループダイ ナミックス	2		2	
		心理治療	2		2	
		臨床心理学	2		2	
		精神衛生	2		2	
		精神薄弱児 の心理	2		2	
		教育評価	2		2	
		教育統計	2		2	
		心理学測定	2		2	
		心理学史	2		2	
	教育心理学 実験Ⅰ	2		1		
	教育心理学 実験Ⅱ	4		1		
	教育心理 学演習	4		2		
	教育心理学 特別講義	4		4		
	発 達 心 理 学	発 達 心 理 学	幼児心理学	4		2
			児童心理学	4		2
青年心理学			4		2	
教 育 学		教育原理	4	4		
		学習指導	4		2	
教 育 史		教育史	4		2	
		教育社会学	4		2	
教 社 会 学		教育実習	4	4		
		教材研究	17	16		
		道德教育の研究	2	2		
特設科目						
計		97	30	16		
			46			

富山大学工学部規程の一部改正

富山大学工学部規程の一部を改正する規程を次のように制定する

昭和41年2月11日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学工学部規程の一部を改正する規程

富山大学工学部規程（昭和25年12月15日制定）の一部を次のように改正する。

別表(1)中「工業化学科（化学工学を専攻する者の授業科目及び単位数）」の表の見出しを「化学工学科」に改め、同表を生産機械工学科の表の次に移し、同表中「工業計測」を「計測工学」に改める。

別表(1)生産機械工学科の表中「

金属工学概論	3
鉄鋼材料学	3
非鉄材料学	3

」

を「

金属組織学	4
金属材料学	5

」に改める。

附 則

この規程は、昭和41年2月11日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。ただし、昭和39年度以前に入学した工業化学科（化学工学専攻）の学生については、なお従前の例による。

富山大学における出納官吏等の  
官職指定に関する内規の制定

富山大学における出納官吏等の官職指定に関する内規を次のように制定する。

昭和41年3月3日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学における出納官吏等の官職指定に関する内規（目的）

第1条 この内規は、文部省会計事務取扱規程（昭和38年文部省訓令第1号）第29条の規定に基づき富山大学（以下「本学」という。）に置く出納官吏等の官職及びその事務の範囲を定めることを目的とする。

（官職及び事務の範囲）

第2条 本学に置く出納官吏等の職の区分は、次の各号のとおりとし、その指定官職及び所掌事務の範囲は、別表1から別表3までのとおりとする。

- (1) 資金前渡官吏及び出納員
- (2) 収入官吏及び分任収入官吏
- (3) 歳入歳出外現金出納官吏

（命免の記録）

第3条 前条に規定する出納官吏等の指定官職命免の記録は、予算執行職員の補助者の命免に関する通知（昭和36年10月17日文会総第436号）に準じて、会計課総務係で行なうものとする。

附 則

この内規は、昭和41年4月1日から施行する。

別表1 資金前渡官吏及び出納員

部局等名	資金前渡官吏として指定する官職	事務の範囲
事務局及び学生部	出納係長	給与支払をするため支出官から前渡を受けた資金の出納保管

部局等名	出納員として指定する官職	事務の範囲
学 部	会計係長	当該学部に関する給与金の出納保管。ただし、附属学校出納員に係るものを除く
附属学校	事務主任	附属学校に関する給与金の出納保管
附属図書館	総務係長	附属図書館に関する給与金の出納保管
併設短期大学	総務係長	経営短期大学部に属する給与金の出納保管

別表2 収入官吏及び分任収入官吏

部局等名	収入官吏として指定する官職	事務の範囲
事務局及び学生部	出納係長	本学に関する歳入金の収納。ただし、学部等の分任収入官吏に係るものを除く。

部局等名	分任収入官吏として指定する官職	事務の範囲
学 部	会計係長	当該学部に関する歳入金の収納。ただし、附属学校分任収入官吏に係るものを除く
附属学校	事務主任	附属学校に関する歳入金の収納
併設短期大学	総務係長	経営短期大学部に属する歳入金の収納

別表3 歳入歳出外現金出納官吏

部局等名	歳入歳出外現金出納官吏として指定する官職	事務の範囲
事務局及び学生部	出納係長	本学に関する歳入歳出外現金の出納保管。ただし、学部等の歳入歳出外現金出納官吏に係るものを除く。
学 部	会計係長	当該学部に関する委任経理金の出納保管
附属学校	校長又は園長	当該学校(園)に属する日本学校安全会からの給付金の出納保管
併設短期大学	総務係長	経営短期大学部に属する委任経理金の出納保管

富山大学における一般競争参加資格審査員等の官職指定に関する内規の制定

富山大学における一般競争参加資格審査員等の官職指定に関する内規を次のように制定する。

昭和41年3月3日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学における一般競争参加資格審査員等の官職指定に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号以下「政令」という。)その他関係法令等の定めるところにより、富山大学(以下「本学」という。)において行なう一般競争参加者の必要資格を定めるため本学に置く審査員等の官職及び事務の範囲を定めることを目的とする。

(官職及び事務の範囲)

第2条 前条に規定する審査員等の職の区分は、次の各号のとおりとし、その指定官職及び所掌事務の範囲は、別表のとおりとする。

- (1) 審査員
- (2) 資格審査委員
- (3) 意見の表示義務者  
(命免の記録)

第3条 前条に規定する審査員等の指定官職命免の記録は、予算執行職員の補助者の命免に関する通知(昭和36年10月17日文会総第436号)に準じて、会計課総務係で行なうものとする。

附 則

この内規は、昭和41年4月1日から施行する。

別 表

職 の 名 称	左欄の職を行なう者として指定する官職	事務の範囲
審 査 員	事 務 局 長	政令第72条第1項の規定に基づき文部大臣が定めた資格により同条第2項の審査を行なう場合の学長に対する意見の表示
	会 計 課 長	
	施 設 課 長	
資 格 審 査 委 員	会 計 課 長	政令第95条第4項の規定に基づき文部大臣が定めた資格により同条同項の審査を行なう場合の契約担当官等に対する意見の表示
	施 設 課 長	
	会 計 課 課 長 補 佐	

意見の表示者 義務	事務局長	政令第96条第1項の規定に基づき文部大臣が定めた基準により指名競争参加資格者を指名するに当たり名に関する意見を求めた場合の学長に対する意見の表示
	会計課長	
	施設課長	

### 富山大学文理学部規程の一部改正

富山大学文理学部規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

昭和41年3月15日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学文理学部規程の一部を改正する規程

富山大学文理学部規程（昭和26年9月7日制定）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「附表」を「別表」に改める。

第20条及び第24条中「第14条」を「第14条の規定」に改める。

第29条中「「学則第67条による」を「学則第67条に規定する」に改める。

別表理学科生物学専攻課程専攻科目欄の必修科目の項中「生態学4(2)単位」及び「生態学実験4(2)単位」を削り、同表同欄選択科目の項の「応用生物学4単位」の次に「生態学2単位」及び「生物学特論2単位」を加え、「応用生物学実験2単位」の次に「生態学実験2単位」を加える。

#### 附 則

この規程は、昭和41年4月1日から施行する。ただし、昭和40年度以前から専門教育課程に在学の者については、なお従前の例による。

### 富山大学経済学部規程の一部改正

富山大学経済学部規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

昭和41年3月15日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学経済学部規程の一部を改正する規程

富山大学経済学部規程（昭和29年4月6日制定）の一部を次のように改正する。

別表(1)（見出し及び備考を含む。）中「講座」を「学科目」に改め、同表学科目の欄中「経済学1」を「経済学」に、「経済学2」を「経済史」に、「経済学3」を「経済政策」に、「経済学4」を「財政金融論」に、「経済学5」を「統計学」に、「経済学6」を「経済地理学」に、「経営学1」を「経営学」に、「経営学2」を「商学」に、「経営学3」を「簿記学」に、「経営学4」を「会計学」に、「法学1」を「憲法」に、「法学2」を「民法」に、「法学3」を「商法」に改める。

別表(2)中「計」

計	18	76
---	----	----

」を「計」

計	18	12
---	----	----

」に改める。

#### 附 則

この規程は、昭和41年3月15日から施行し、昭和38年4月1日の入学者から適用する。

### 富山大学工学部規程の一部改正

富山大学工学部規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

昭和41年3月15日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学工学部規程の一部を改正する規程

富山大学工学部規程（昭和25年12月15日制定）の一部を次のように改正する。

第17条中「学則第67条第1項」を「学則第67条第1項の規定」に、「学則第68条」を「学則第68条第1項の規定」に改める。

別表(1)の各表中「体育」を削る。

別表(1)電気工学科、機械工学科及び生産機械工学科の各表中「応用物理」を「応用物理学」に改める。

別表(1)機械工学科の表中「原子工学」を「原子力工学」に改める。

別表(2)工学専攻科教育課程の表中「応用物理」を「応用物理学」に改める。

#### 附 則

この規程は、昭和41年4月1日から施行する。ただし、昭和40年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

### 富山大学電気工作物保安規則の制定

富山大学電気工作物保安規則を次のように制定する。

昭和41年3月15日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学電気工作物保安規則

（趣旨）

**第1条** 富山大学（以下「本学」という。）における電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法（昭和39年法律第170号）第74条第3項において準用する同法第52条第1項の規定に基づき、この規則を定める。

（他の法令との関係）

**第2条** 本学の電気工作物の保安に関しては、消防法（昭和23年法律第186号）・建築基準法（昭和25年法律第201号）及びその他の法令又はこれに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

（細則の制定等）

**第3条** この規則を実施するため必要と認められる場合には、別に細則を制定するものとする。

2 この規則の改正又は前項に定める細則の制定若しくは改正にあたっては、あらかじめ主任技術者の参画のもとに立案し、これを決定するものとする。

(保安業務組織)

**第4条** 電気工作物の工事、維持及び運用に関する責任の所在並びに電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務(以下「保安業務」という。)を執行するための組織構成は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 学長は、保安業務を総括管理する。
- (2) 主任技術者は、法令及びこの規則に基づく保安業務の監督の職務を適格に遂行するために、施設課長の職にある者をもって充てるものとする。
- (3) 主任技術者が病気その他やむを得ない事由により職務の執行ができないときは、施設課の課長補佐をもって職務を代行させるものとする。

**第5条** 保安業務の分掌及び保安業務を円滑に遂行するための指揮命令系統及び連絡系統並びに主任技術者及び電気工作物に係る保守業務に従事する者(以下「補助者」という。)は、別表第1によるものとする。

(管理者の義務)

**第6条** 第4条第1号の規定により保安業務を総括管理する学長(以下「管理者」という。)は、電気工作物に係る保安上次の各号に掲げる事項を決定し、又は実施しようとするときは、主任技術者の意見を求めるものとする。

- (1) 年度計画に関する事項
- (2) 重大な事故に関する事項
- (3) 災害対策に関する事項
- (4) 電気工作物の建設工事の計画に関する事項

2 管理者は、法令に基づいて行なう所管官庁に提出する書類の内容が保安業務に関係ある場合には、主任技術者の参画のもとに立案し、決定するものとする。

3 管理者は、所管官庁が法令に基づいて行なう検査には、主任技術者を立ち合わせるものとする。

(主任技術者の職務)

**第7条** 主任技術者は、管理者を補佐し、保安監督の業務を処理する。

2 主任技術者の保安監督の職務は、次の各号に掲げる事項について行なうものとする。

- (1) 電気工作物に係る保安教育に関すること。
- (2) 電気工作物の工事に関すること。
- (3) 電気工作物の保守に関すること。
- (4) 電気工作物の運転操作に関すること。
- (5) 電気工作物の災害対策に関すること。
- (6) 保安業務の記録に関すること。
- (7) 保安用器材及び書類の整備に関すること。

3 主任技術者は、電気工作物の保安に関して前項の職務以外の職務について管理者から意見又は実施を求められた場合には、自己の意見を具申することができるものとする。

(保安教育及び訓練)

**第8条** 主任技術者は、電気工作物の工事、維持又は運用に従事する職員に対し、必要な技能に関する教育を行なうとともに災害その他電気事故が発生した場合の措置等について必要に応じ指導し訓練を行なうものとする。

(工事の計画及び実施)

**第9条** 主任技術者は、電気工作物の安全な運用を確保するため、主要な必修工事又は改良工事について計画し、又は実施しようとする場合には、あらかじめ管理者の承認を求めなければならない。

2 工事の実施にあたっては、当該工事の内容に応じ作業責任者を選任し、主任技術者の監督のもとにこれを施工するものとする。

3 工事を他の者に請負わせる場合には、常に責任の所在を明確にし、完成した場合には主任技術者がこれを検査し、保安上支障ないことを確認して引取るものとする。

(巡視、点検及び測定)

**第10条** 保安業務のための巡視、点検及び測定の基準は、別表第2により行なうものとする。

2 主任技術者は、巡視、点検及び測定を行なうにあたっては、あらかじめ実施計画を作成し、管理者の承認を経てこれを実施するものとする。

(事故発生の防止)

**第11条** 主任技術者は、事故その他異常事態が発生した場合には、必要に応じ臨時に精密検査を行ない、その原因を究明するとともに再発防止に遺憾のないよう措置するものとする。

(運転又は操作)

**第12条** 電気工作物の運転又は操作にあたっては、機器の性能及び取扱い方法を熟知し、常に安全確実に行なわなければならない。

2 主任技術者は、電気工作物を安全確実に運転又は操作するため次の各号に掲げる事項について定めておかななければならない。

- (1) 平常時及び事故発生時における運転又は操作順序及び運転方法並びに指令系統及び連絡系統
- (2) 受配電室、電路等における監視
- (3) 軽微な事故の修理、使用停止又は使用制限等の応急措置並びに報告又は連絡要領
- (4) 緊急時に連絡すべき事項、連絡先及び連絡方法

3 しや断器、開閉器その他必要なものについては、別に電力会社との間に締結しているところによる。

(防災対策)

**第13条** 非常災害時その他の災害にそなえて、電気工作物

の保安を確保するために適切な措置がとられるよう次の事項についての体制を整えておくものとする。

- (1) 指揮命令及び情報伝達経路
- (2) 予防対策及び機材の整備

**第14条** 災害発生時における電気工作物に関する保安確保のための指揮監督は、主任技術者が行なうものとする。  
(記録)

**第15条** 電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録は別に定めるところによるものとする。  
(責任の分界)

**第16条** 電力会社又は他の者の設置する電気工作物との保安上の責任分界点は、各需給地構内第1号柱に設置した開閉器の電源側端子とする。  
(危険の表示)

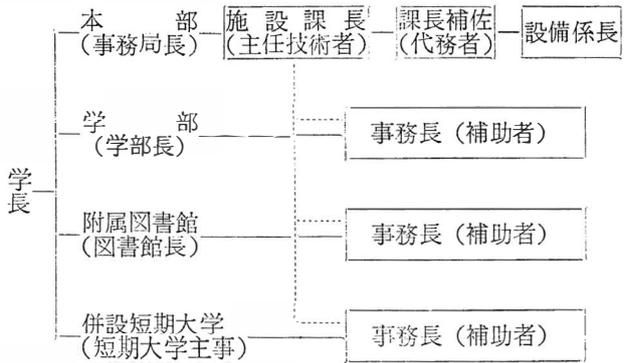
**第17条** 主任技術者は、受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所で危険のおそれのあるところには、注意を喚起するため適宜表示をしておかなければならない。  
(手続書類等の整備)

**第18条** 主任技術者は、関係官庁、電気事業者等に提出した書類及び図面その他主要文書又はその写は、必要期間保存しなければならない。

**附 則**

この規則は、昭和41年3月15日から施行し、昭和40年9月30日から適用する。

別表第1 保安業務の組織図



(注) ——は、指揮命令系統  
-----は、関連業務の系統を示す。

保安業務の分掌

- 1 施設課長は、上司の命を受け、所属職員を指揮して、次の保安業務を処理する。
  - (1) 受電及び配電設備の運転作業
  - (2) 改修工事の手続
  - (3) 巡視、点検及び測定作業
  - (4) 工事の施行監督
  - (5) 図面及び書類の整理
  - (6) 事故管理
  - (7) 記録
- 2 各部局等の長は、この規則に定めるもののほか、富山大学国有財産取扱規程及びその他学内規則の定めるところにより、当該部局等の保安業務を処理するものとする。

別表第2 巡視、点検及び測定の基準

項目 対 象	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測 定			
	No.	周期	点検箇所ねらい	No.	周期	点検箇所ねらい	No.	周期	点検箇所ねらい	No.	周期	測定項目	
受 電	断 路 器	1	1月	受と刃の接触、過熱、変色、ゆるみ	1	1年	受と刃の接触、過熱、ゆるみ、荒れ具合				1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1月	汚損、異物付着	2	1年	フレ止め装置の機能						
	しや断器 (OCB)	1	1月	外観点検、汚損、油漏れ、きれつ、過熱、発錆、損傷	1	1年	各部の損傷、腐食、過熱、油量、発錆、変形、ゆるみ	1	3年	しや断速度測定(開極投入時間最小動作、電圧及び電流の測定を含む)	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1月	指示、点灯	2	1年	操作具合、機構				2	1年	接地抵抗測定
		3	1月	その他必要事項	3	1年	付属装置の状態				3	2年	絶縁油耐圧試験
				4	1年	油の汚れ、必要により特性調査				4	不定期	必要により動作特性	
				5	1年	接地線接続部点検							

設	母線			1	1年	母線の高さ, たるみ, 他物離隔, 腐食, 損傷, 過熱				1	1年	絶縁抵抗測定	
				2	1年	接続部分クランプ類の腐食, 損傷, 過熱, ゆるみ							
				3	1年	がいし類支持物の腐食, 損傷, 変形, ゆるみ							
備	受電用変圧器	1	1月	本体の外部点検, 漏油, 汚損, 振動, 音響, 温度	1	1年	外部の損傷, 腐食, 発錆, ゆるみ, 汚損, 油量	1	5年	内部について点検 (コイル, 接続部, リード線, 鉄心その他各部)	1	1年	絶縁抵抗測定
					2	1年	接地線接続部点検				2	2年	接地抵抗測定
										3	3年	絶縁油耐圧試験	
	計器用変成器	1	1月	外部の損傷, 腐食, 発錆, 変形, 汚損, 温度, 音響, ヒューズの異常, その他必要事項	1	1年	各部の損傷, 腐食, 接触, 発錆, ゆるみ, 変形, きれつ, 汚損, ヒューズの異常				1	1年	絶縁抵抗測定
2					1年	接地線接続部点検				2	1年	接地抵抗測定	
避雷器	1	1月	外部の損傷, きれつ, ゆるみ, 汚損	1	1年	外部の損傷, きれつ, ゆるみ, 汚損, コンパウンドの異常				1	1年	絶縁抵抗測定	
				2	1年	接地線接続部点検				2	1年	接地抵抗測定	
配電盤	1	1月	計器の異常, 表示灯の異常	1	1年	裏面配線のじんあい, 汚損, 過熱, ゆるみ, 断線	1	2年	各部の損傷, 過熱, ゆるみ, 断線, 接触, 脱落	1	1年	絶縁抵抗測定	
				2	1月	操作, 切替開閉器などの異常, その他必要事項	2	2年	端子配線符号	2	1年	接地抵抗測定	
										3	1年	保護継電器の動作特性	
											4	2年	計器較正, シーケンス試験
配電設備	断路器, 断器, 開閉器類	1	1月	受電設備用と同じ	1	1年	受電設備用と同じ			受電設備用と同じ			受電設備用と同じ
	配電用変圧器				1	1年	受電設備用と同じ			受電設備用と同じ			受電設備用と同じ
	電線及び支持物	1	1月	電線の高さ及び他の工作物, 樹木との距離	1	1年	電柱, 腕木, がいし, 支柱, 保護網などの損傷, 腐食				1	1年	絶縁抵抗測定
2					1月	標識, 保護さくの状態	2	1年	電線取付状態				
備	ケーブル				1	1年	ケーブル腐食, きれつ, 損傷				1	1年	絶縁抵抗測定

負 荷 設 備	電動機, その他の 回 転 機	1	1日	運 転 者 が 音 響, 回 転, 過 熱, 異 臭, 吸 油 状 況 等 に つ い て 注 意 す る。	1	3月	音 響, 振 動, 温 度	1	3年	温 度 上 昇 等 を 考 慮 し 内 部 分 解 点 検, コ イ ル, 軸 受, 通 風 風, 付 属 装 置 な ど の 手 入	1	1年	絶 縁 抵 抗 測 定
		2	1月	整 流 子, 刷 子, 集 電 環	2	1年	各 部 の 汚 損, ゆるみ, 損 傷, 伝 達 装 置 の 異 状	2	3年	温 度 上 昇 等 を 考 慮 し 回 転 子 引 出 掃 除	2	1年	接 地 抵 抗 測 定
					3	1年	制 御 装 置 点 検						
					4	1年	接 地 線 接 続 部 点 検						
	電 熱 乾 燥 装 置	1	1日	運 転 者 が 温 度, 変 形, 損 傷 な ど に つ い て 注 意 す る。	1	1年	各 部 の 変 形, 損 傷, ゆるみ 可 燃 物 と の 離 隔 状 況				1	1年	絶 縁 抵 抗 測 定
		2	1月	接 続 部 変 色, 熱 線 の 腐 食, 接 続 部									
	照 明 設 備	1	1日	異 音, 汚 損, 不 点	1	1年	照 明 効 果, 汚 損, 損 傷, 響, 温 度, ン パ ウ ン ド 漏 れ				1	1年	絶 縁 抵 抗 測 定
	配 線	1	1月	開 閉 器 の 点 検, 湿 気, じん あ い 等 に 注 意	1	1年	開 閉 器, 機 具 の 接 続				1	2年	絶 縁 抵 抗 測 定

**富山大学学則の一部改正**

富山大学学則の一部を改正する学則を次のように制定する。

昭和41年3月30日

富山大学長 横田嘉右衛門

**富山大学学則の一部を改正する学則**

富山大学学則(昭和25年1月20日制定)の一部を次のように改正する。

第3条中「本学創立記念日」を「本学創立記念日5月31日」に改める。

第5条薬学部の項中「薬学科」の次に「および製薬化学科」を加える。

第14条中第13条第1項により」を「前条第1項の規定により」に改める。

第19条を次のように改める。

**第19条** 次の各号の一に該当する者は、前条の規定にかかわらず各学部の定めるところにより、当該教授会の議を経て入学を許可することができる。

- (1) 学士の称号を有する者
- (2) 本学の退学者で再入学を志願する者
- (3) 他大学の学生で転入学を志願する者
- (4) 短期大学または高等専門学校卒業者で編入学を志願する者

第20条及び第21条を次のように改める。

**第20条および第21条 削除**

第31条を次のように改める。

**第31条** 授業料は、年12,000円とし、次の2期に分けて毎期6,000円ずつ納付するものとする。

前期(4月1日から9月30日まで) 4月中納付

後期(10月1日から翌年3月31日まで) 10月中納付

2 前項の規定にかかわらず、昭和37年度以前の入学者の授業料は、年額9,000円とする。

第35条第1項中「検定料として金1,500円」を「検定料3,000円」に、「入学料として金1,500円」を「入学料4,000円」に、同条第2項中「転入学、編入学、再入学または学士入学」を「編入学、再入学または転入学」に、「転入学等」を「編入学等」に改める。

第50条中「小学校教員養成課程 100名 370名」を  
中学校教員養成課程 50名 275名」

「小学校教員養成課程 100名 380名

中学校教員養成課程 50名 250名」に、

「薬学科 80名 320名」を

「薬学科 50名 290名

製薬化学科 50名 50名」に、

「工業化学科 40名 220名」を

「工業化学科 40名 200名」に、

「生産機械工学科 40名 120名

化学工学科 40名 40名」を

「生産機械工学科 40名 160名

化学工学科 40名 80名」に改める。

第56条中「経済学専攻科 経理経営専攻」の上に

「教育専攻科 教育専攻」を加える。

第58条中「経済学専攻科 経理経営専攻 10名」の上に

「教育専攻科 教育専攻 5名」を加える。

第59条を次のように改める。

**第59条** 専攻科に入学することのできる者は、学校教育法

第57条第2項および同法施行規則第70条第1項に定める資格を有する者とし、その入学許可は選考の上行なうものとする。

第62条を次のように改める。

**第62条** 専攻科の授業料等は、次のとおりとし、その徴収方法については、第6章の規定を準用する。

授業料 年額 12,000円  
 検定料 3,000円  
 入学料 4,000円

第92条の2中「専攻科生」を「専攻科の学生」に改める。

第64条中各号列記以外の部分を次のように改める。

**第64条** 専攻生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とし、その入学許可は各学部教授会において選考の上行なうものとする。

第66条第2項中「検定料として金750円」を「検定料1,500円」に、「入学料として金750円」を「入学料2,000円」に改める。

第67条第1項及び第68条第1項中「各学部において、選考の上」を削る。

第67条第2項を次のように改める。

2 聴講生として入学することのできる者は、第17条の各号の一に該当する者とし、その入学許可は各学部教授会において選考の上行なうものとする。

同条第3項中「授業料として金400円」を「授業料400円」に、同条第4項中「検定料として金750円」を「検定料1,500円」に、「入学料として金750円」を「入学料2,000円」に改め、同条第5項を削り、同条第6項を同条第5項とする。

第68条中「第6項の規定」を「第5項の規定」に改める。

第72条第2項中「月額金」を「月額」に、同条第5項中「第36条に準じ」を「第36条の規定に準じ」に改める。

別表第1 教育学部の項の学科目欄中「発達心理学」の次に「社会科教育」及び「数学科教育」を加え、同表中

薬学部	薬学科	薬化学, 薬品分析化学, 生薬学, 薬品物理化学, 薬品合成化学, 衛生化学, 薬剤学, 薬剤製造学, 薬品生物化学, 薬品作用学
-----	-----	---

を

薬学部	薬学科	薬化学, 薬品分析化学, 生薬学, 衛生化学, 薬剤学, 薬品生物化学, 薬品作用学
	製薬化学科	薬品物理化学, 薬剤製造学, 薬品合成化学

に、

生産機械工学科	切削加工, 工業計測, 塑性加工
化学工学科	反応工学, 拡散単位操作

を

生産機械工学科	切削加工, 工業計測, 塑性加工, 制御機器
化学工学科	反応工学, 拡散単位操作, 機械的単位操作
(共通)	応用物理学

に

改める。

**附 則**

- この学則(改正)は、昭和41年4月1日から施行し、昭和41年度の入学者から適用する。ただし、第5条及び第50条の製薬化学科に関する規定並びに別表第1の改正については、昭和41年4月5日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。
- 昭和41年度以前に入学する者の選抜に係る検定料の額は、第35条第1項、第62条、第66条第2項及び第67条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**諸 会 議**

**第12回 評議会 (1月17日)**

(議題)

- 富山大学教育学部附属学校規則(案)について
- 41年度富山大学大学院薬学研究科入学者第2次募集について
- 工学部の五福集中移転問題について

**第13回 評議会 (2月11日)**

(議題)

- 富山大学教育学部規程の一部改正(案)について
- 富山大学経済学部規程の一部改正(案)について
- 富山大学工学部規程の一部改正(案)について
- 40年度卒業式並びに41年度入学式について
- 41年度入学者選抜基準について
- 41年度富山大学科学教育研究室案内について
- 高専並びに短大卒業者の編入について
- 41年度富山大学学生募集要項の一部補足について

**第3回 協議会 (2月11日)**

(議題)

- 富山大学附属図書館長の選考について

**第14回 評議会 (持廻り)**

(議題)

- 41年度富山大学教育専攻科学生募集要項(案)並びに入学案内について

**第15回 評議会 (3月15日)**

(議題)

- 教官人事について
- 40年度富山大学卒業生及び修了生の認定について
- 富山大学文理学部規程の一部改正(案)について
- 富山大学経済学部規程の一部改正(案)について

5. 富山大学工学部規程の一部改正（案）について
6. 富山大学電気工作物保安規則（案）の制定について
7. 41年度入学者選抜学力検査問題採点委員及び調査書審査委員の委嘱について
8. 国立大学入学試験1期校，2期校に関するアンケートについて
9. 卒業式，入学式に大学歌の合唱並びに奏楽について

第16回 評議会（3月25日）  
（議題）

1. 入学試験について

第17回 評議会（3月30日）  
（議題）

1. 富山大学学則の一部改正（案）について
2. 41年度入学試験合格者の認定について
3. 沖縄留学生の入学について
4. 41年度富山大学教育専攻科入学者選抜選考について
5. 経済学部学士入学について

人 事 異 動

現 官 職	氏 名	異 動 内 容	発令年月日	発 令 庁
助 教 授 (教育学部)	井 上 文 武	教授に昇任させる	41. 3. 25	文 部 省
( / / )	黒 坂 富 治	〃	〃	〃
教 授 ( / / )	酒 井 康 彦	附属図書館長に併任する (任期は 43.2.19まで)	41. 2. 20	〃
	岩 城 敏 博	助手(工学部)に採用する	41. 1. 1	富山大学
	砂子田 仙 吉	技能補作員(施設課・汽缶士)に採用する	41. 1. 5	〃
	坪 田 広 信	事務補佐員(文理学部)に採用する	41. 2. 7	〃
建設事務官 (関東地方建設局)	笠 原 昇	文部事務官(富山大学庶務課)に転任させる	41. 3. 1	〃
助 手 (文理学部)	手 塚 昌 郷	講師に昇任させる	41. 1. 1	〃
( / / ) (教育学部)	石 黒 国 雄	〃	41. 2. 10	〃
文 部 技 官 (工学部)	柳 瀬 秋 夫	助手に昇任させる	〃	〃
( / / )	高 安 紀	〃	41. 3. 1	〃
事務補佐員 (工学部)	外 正 春	辞職を承認する	41. 2. 19	〃
( / / )	村 中 裕 子	〃	41. 2. 28	〃
用 務 員 (学生課)	村 中 晴 治	〃	41. 3. 31	〃
講 師 (教育学部)	石 黒 国 雄	〃 (山梨県立女子短期大学に転出)	〃	〃
文 部 事 務 官 ( / / )	山 口 雄 啓	〃	〃	〃
教 諭 (附属中学校)	内 山 治 孝	〃 (地方教官に転出)	〃	〃
( / / ) (附属小学校)	嶋 田 久 一	〃 ( / / )	〃	〃
( / / )	藤 堂 一 雄	〃 ( / / )	〃	〃
文 部 事 務 官 (薬学部)	野 島 富 美 子	〃	〃	〃
文 部 技 官 ( / / )	野 村 美 紀 子	〃	〃	〃
( / / )	正 橋 昭 子	〃	〃	〃
助 手 (工学部)	松 田 秀 雄	〃	〃	〃
( / / )	平 木 道 幸	〃	〃	〃
文 部 技 官 ( / / )	堀 田 吉 太 郎	〃	〃	〃

学 内 諸 報

附 属 図 書 館 長 選 出

浅岡附属図書館長の任期満了(2月19日)にともない、9月11日開催の協議会において、かねて附属図書館協議会が推せんした浅岡忠知(工)、酒井康彦(教)、三橋監物(薬)の3候補について選考したが、その結果酒井教授が次期附属図書館長に選ばれた。

酒井新附属図書館長はことし54才、富山県出身で昭和9年京都帝国大学を卒業、後富山県立砺波中学校、富山高等女学校、富山師範学校、同附属小学校主事を経て24年本学創立とともに教育学部助教として着任、26年から30年まで附属小学校長、同幼稚園長を併任、その後文化部会委員認定講習委員会委員、入学者選抜方法研究委員会委員、教科用図書検定調査審議会調査員、一般教育委員会委員、同審議会委員の各種委員を勤めた。

昭 和 40 年 度  
大 学 院 修 士 学 位 記 授 与 式

第2回富山大学大学院薬学修士学位記授与式は、3月8日(金)午前10時から本部会議室でとり行なわれた。

この日の修了者は14名(うち女子1名)で、その氏名、修士学位論文は次のとおり

(氏名)	(修士学位論文)
大 倉 弘 子	グリセリン処理によるアセチルコリン受容体の消長
加賀美 壯 一	胆汁排出作用に関する薬理学的研究
川 口 信 夫	化学療法剤の合成とその抗微生物作用
熊 谷 尚 文	2,3の $\gamma$ -Butyrolactone の定量研究
齊 藤 光 夫	Racemic $\alpha$ -hydroxy- $\beta$ , $\beta$ -dimethyl- $\gamma$ -butyrolactone の工業的製法における工程管理の研究
菅 野 紘	Azaquinolizine 類の合成研究
棚 田 成 紀	トリクロル酢酸ニッケルの分解機構
中 川 達 朗	フェノールのメタ位アルキレーション
野 原 富 士 夫	Azaquinolizine 類の合成研究
古 市 泰 宏	酵素阻害剤の研究
三 井 健 一 郎	Clostridium perfringens の菌体外毒素の生化学的研究
横 山 浩	B <sub>1</sub> 脱硫置換体の微生物によるアンチ B <sub>1</sub> 作用の定性的検討
脇 功 巳	心筋における和漢薬作用の分子薬理的アプローチ
渡 辺 勲	$\alpha$ , $\beta$ -Unsaturated Cycloalkenones および 1-Acetyl Cyclohexene のヒドراز酸(HN <sub>3</sub> )との反応

昭 和 40 年 度 卒 業 式

第14回富山大学卒業式並びに第5回富山大学経営短期大学部卒業式は、3月19日(土)午前10時から黒田講堂で挙行された。

この日の卒業生は、各学部640名、経営短大85名でほかに専攻科修了生1名。晴れて卒業(修了)証書を授与された後、学長告辞、大臣祝辞(代読)、吉田県知事来賓の祝詞があり、このあと卒業生を代表して松本由紀子(薬学部)、佐々木準一(経営短大)の両君が答辞を述べ、蛍の光の奏楽のうちに式が終った。

各学部学科別卒業生数は次のとおり

学 部	学 科 等	男	女	計
文 理 学 部	文 学 科	11	30	41
	理 学 科	51	7	58
	(小計)	62	37	99
教 育 学 部	小学校教員養成課程	6	39	45
	中学校教員養成課程	31	36	67
	(小計)	37	75	112
経 済 学 部	経 済 学 科	163	1	164
薬 学 部	薬 学 科	32	51	83
工 学 部	電 気 工 学 科	36	0	36
	工 業 化 学 科	58	0	58
	金 属 工 学 科	37	0	37
	機 械 工 学 科	51	0	51
	(小計)	182	0	182
計		476	164	640
経営短期大学部	経営科(第2部)	82	3	85
〔専攻科修了生〕				
経済学専攻科	経 理 経 営 専 攻	1	0	1

昭 和 41 年 度 入 学 試 験

昭和41年度入学試験は、3月23、24の両日実施されたが本年は、戦後のベビーブームに伴って大学進学希望者の急増する第1年度にあたり、志願者及び受験者は本学創立以来最高の数となった。

各学部の志願者、受験者、合格者等の各数は次のとおりである。

学部	区分	学 科 等	募 集 人 員	志 願 者 数	受 験 者 数	欠 試 者 数	合 格 者 数
文 理 学 部		文 学 科	40	488	268	220	45
		理 学 科	60	481	305	176	60
		(小計)	100	969	573	396	105

教育学部	小学校教員養成課程	100	770	561	209	113
	中学校教員養成課程	50	447	289	158	53
	(小計)	150	1217	850	367	166
経済学部	経済学科	160	1745	1037	708	187
薬学部	薬学科	50	667	343	324	50
	製薬化学科	50	321	165	156	50
	(小計)	100	988	508	480	100
工学部	電気工学科	40	326	199	127	40
	工業化学科	40	288	170	118	41
	金属工学科	40	177	125	52	40
	機械工学科	50	366	204	162	50
	生産機械工学科	40	247	181	66	40
	化学工学科	40	250	171	79	41
	(小計)	250	1654	1050	604	252
合計		760	6573	4019	2554	810
経営短期大学部	経営科(第2部)	80	200	190	10	95

### 学内職員レクリエーション

#### 講演会

本学職員レクリエーション文化部会では、昨年秋、沖縄教育指導委員として文部省から派遣され、9月から12月まで4カ月にわたり沖縄各地を教育行脚された本学教育学部黒坂富治助教授を迎え、文化部会各班員を対象に下記のとおり講演会を開いた。

#### 記

とき 1月26日(水) 12時30分～  
 ところ 附属図書館視聴覚教室  
 講演題目 沖縄における教育文化の現況について  
 (スライド使用)

#### 囲碁大会

とき 2月5日(土) 12時30分～  
 ところ 職員ホール  
 競技結果

- A級①浦田隆志(会) ②高野兼吉(教)
- B級①金坂 績(文) ②高松平吉(庶)
- C級①堀 重男(経) ②黒田信吉(学)

#### 将棋大会

とき 2月12日(土) 午後1時～  
 ところ 職員ホール  
 競技結果

- A級 優勝—大坪力蔵(会) 次勝—福村一男(教)
- B級 優勝—村井 弘(会) 次勝—奥貫晴弘(文)

#### バトミントン大会

とき 2月19日(土) 12時30分～

ところ 新体育館  
 競技結果 優勝—経, 図, 短チーム  
 次勝—工学部チーム

#### 卓球大会

とき 2月26日(土) 午後1時～  
 ところ 小体育館  
 競技結果 優勝—教育学部チーム  
 次勝—文理学部チーム

#### 麻雀大会

とき 2月26日(土) 午後1時～  
 ところ 職員ホール  
 競技結果 優勝—若林俊吉(厚)  
 準優勝—加藤昭作(会)  
 三位—草島幸雄(学)

### 高森乙松教授の逝去

教育学部高森乙松教授は、胃ガンのため3月1日金沢大学医学部附属病院で永眠された。

教授は昭和6年富山県立実業補習学校教員養成所を卒業後郷里に近い尋常高等小学校、農業補習学校に勤めていたが、昭和9年東京帝国大学農学部附属農業教員養成所に入學、同12年卒業後、福島県立青年学校教員養成所、福島県師範学校、富山県立婦負農学校に奉職された。

戦後昭和22年長野青年師範学校、富山師範学校を経て昭和24年本学創立とともに教育学部助教授としてその任に着かれ36年教授に昇任今日に至った。

教授は、畜産学や飼料学の専門家として、家畜の病理、飼育などの研究に専念され、昭和34年「本邦における家畜の甲状腺腫に関する研究」により本学としては最初の農学博士の学位を授与せられた。

又、昭和38年から同40年まで教育学部附属中学校長を併任されていた。享年54才であった。富山県出身

なお、生前の功績を称え3月1日付で従四位に叙し、併せて勲四等に叙せられ旭日小綬章を授与された。

### 職員消息

#### <新任者>

- 庶務課  
事務官 笠原 昇
- 施設課  
技能補佐員 砂子田仙吉
- 文理学部  
事務補佐員 坪田 広信
- 工学部  
助手 岩城 敏博

## &lt;改 姓&gt;

工 学 部 西尾 武 (旧姓・今枝)  
 〃 山外 紀美 (〃・中川)

## &lt;住所変更&gt;

庶務課

事務官 野口 隆

教育学部

助教授 藤森 勉

技 官 結城 義之

経済学部

講 師 瀬岡 吉彦

助 手 妙見 孟

薬 学 部

技能員 橋本竹二郎

工 学 部

教 授 加藤 正

〃 室町 繁雄

助 手 吉川 和男

〃 奥井 健一

〃 藤田 宏

事務官 西尾 武

〃 中川 紀美

事務員 荒谷 孝之

技術員 高塚 清文

〃 山本 健市

用務員 中村 理正

附属図書館

事務官 結城 敏

事務員 吉田 恵吉

短期大学部

助教授 下川 浩一

## &lt;住所地名・住居表示変更&gt;

教育学部

教 諭 形川 憲

技能員 平石佐一郎

## 主 要 日 誌

## 本 部

- 1月4日 新年祝賀式  
 6日 事務協議会  
 13日 非常勤職員保険関係説明会  
 17日 学部長懇談会  
 〃 評議会 (第12回)  
 26日 国立大学人事事務担当部課長会議 (文部省)  
 〃 講演会 本学職員R文化部会  
 (沖縄の教育文化の現況について、  
 講師 教育学部 黒坂富治助教授)  
 27日 後援会役員会  
 〃 学務係事務打合せ  
 29日 補導協議会  
 31日 県下大学長連絡会議 (河合旅館)  
 2月4日 社会教育研究問題懇談会  
 〃 国立大学協会総会 (東京大)  
 5日 本学職員R囲碁大会  
 7日 国立大学協会第4回事務連絡会議 (東京大)  
 9日 国家公務員災補償法の改正に関する意見の申し  
 出についての説明会 (名古屋)  
 10~12日 関東・東海・北陸地区人事行政研修 (文部  
 省)  
 11日 評議会 (第13回) 及び協議会 (第3回)  
 12日 事務協議会  
 〃 本学職員R将棋大会  
 12~21日 入学願書受付  
 14日 指定統計調査東海北陸ブロック指示説明会 (名  
 古屋大)  
 15~25日 40年度第2回人事事務研修 (文部省)  
 16日 国立大学学生部長地区代表会議 (東京大)  
 〃 第6回北陸地区文部省共済組合事務打合せ (金  
 沢大)  
 17・18日 国立大学学生部長会議 (虎ノ門共済会館)  
 19日 本学職員Rバドミントン大会  
 〃 40年度富山共済組合R卓球大会  
 24日 国立学校防火施設整備工事説明会 (文部省)  
 24・25日 防火管理者資位講習会  
 25日 学寮補導委員会  
 25・26日 第8回北陸3大学施設担当者研修協議会  
 26日 本学職員R卓球大会及び麻雀大会  
 〃 全国公務員R富山地区囲碁及び将棋大会  
 3月1日 工学部問題特別委員会  
 3日 富山地区人事担当官会議  
 8日 宿舍委員会  
 10日 国立大学協会第3常置委員会拡大委員会 (国大  
 協)

- 11日 工学部問題特別委員会  
 12日 補導協議会  
 ♪ 停年退職教官歓送会  
 15日 評議会（第15回）  
 17日 補導協議会・学寮補導委員会合同委員会  
 ♪ 建築委員会  
 ♪ 全国公務員R富山地区運営委員会常任委員会  
 18日 大学院学位記授与式  
 19日 卒業式並びに修了式  
 23・24日 入学試験  
 25日 評議会（第16回）  
 25・26日 北陸3大学施設担当者技術研修会  
 30日 評議会（第17回）  
 31日 合格者発表  
 ♪ 事務系停年退職者送別会

文 理 学 部
---------

- 1月12日 第11週授業開始  
 17日 学部図書委員会  
 19・20日 全国文理学部長連絡協議会（埼玉大）  
 26日 教授会  
 ♪ 人事教授会  
 ♪ 学部新年祝賀会  
 2月2日 学部改組打合せ  
 8日 選考委員会  
 9日 教授会  
 ♪ 人事教授会  
 15日 後期授業終了  
 16日 選考委員会  
 ♪ 人事教授会  
 ♪ 学部改組委員会  
 17日 文理学部同窓会理事会  
 17～24日 一般教育期末試験  
 24日 学部補導委員会  
 3月9日 教授会  
 ♪ 人事教授会  
 14日 原研共同利用懇談会  
 19日 学部卒業祝賀会  
 23・24日 入学試験  
 29日 人事教授会  
 30日 教授会

教 育 学 部
---------

- 1月18日 専攻科設置準備委員会・教務委員会合同委員会  
 19日 人事教授会  
 ♪ 教授会  
 21日 選考委員会  
 25日 選考委員会

- 29日 課外講演会（沖縄の教育文化の現況について、講師、教育学部黒坂助教授）  
 2月2日 人事教授会  
 9日 教務委員会  
 ♪ 補導委員会  
 ♪ 教授会  
 15日 選考委員会  
 16日 選考委員会  
 ♪ 人事教授会  
 17日 専攻科設置準備委員会  
 19日 選考委員会  
 23日 選考委員会  
 ♪ 臨時教授会  
 25日 選考委員会  
 28日 選考委員会  
 3月2日 呉山会役員会  
 4日 教育実習委員会  
 ♪ 補導委員会  
 5日 特別教職課程委員会  
 8日 選考委員会  
 9日 人事教授会  
 11日 呉山会役員会  
 12日 人事委員会  
 14日 教務・補導合同委員会  
 ♪ 教務委員会  
 ♪ 教授会  
 15日 附属小学校卒業式  
 16日 選考委員会  
 ♪ 人事委員会  
 17日 附属中学校卒業式  
 18日 附属幼稚園修了式  
 22日 選考委員会  
 23・24日 入学試験  
 28日 教育専攻科入学試験  
 ♪ 教育専攻科入学選考小委員会  
 ♪ 選考委員会  
 29日 人事教授会  
 ♪ 教授会  
 30日 教授会  
 ♪ 教務・補導合同委員会

経 済 学 部
---------

- 1月8日 授業開始  
 19日 40周年記念事業委員会  
 20日 教務委員会  
 ♪ 第13回教授会  
 ♪ 人事教授会  
 24日 職業補導委員会

- 27日 人事教授会  
 〃 経済学部・短期大学部合同委員会
- 2月2日 人事教授会  
 3日 拡大教務委員会  
 〃 人事教授会  
 4日 財務委員会  
 〃 人事教授会  
 10日 常任委員会  
 〃 研究所所員会議  
 〃 第14回教授会  
 〃 人事教授会  
 22日 職業補導委員会
- 3月1日 人事教授会  
 2日 第15回教授会  
 10日 教務委員会  
 〃 第16回教授会  
 〃 人事教授会  
 14日 人事教授会  
 15日 職業補導委員会  
 17日 第17回教授会  
 〃 人事教授会  
 30日 第18回教授会  
 〃 人事教授会

### 薬学部

- 1月10日 授業開始  
 16日 日本薬学大会準備委員会女子薬剤師部会  
 19日 教授会  
 20日 大学院薬学研究科（第2次募集）  
 〃 入学願書受付（31日まで）  
 27～29日 日本薬学大会準備委員会（大会部部会）
- 2月4日 日本薬学大会準備委員会資料展部会  
 5日 卒業予餞会（学生会館）  
 8日 薬学部図書委員会  
 9日 教授会  
 〃 大学院薬学研究科委員会  
 12日 日本薬学大会準備委員会薬剤学製剤学部会  
 〃 大学院薬学研究科第2次入学試験  
 14日 大学院薬学研究科委員会  
 14・15日 日本薬学大会準備委員会  
 17日 富山薬窓会役員会  
 18・19日 修士論文発表会  
 19日 授業終了  
 21日 補講授業（26日まで）  
 22日 熊本大学薬学部庶務係長，厚生係長来学  
 28日 次期薬学部長候補者選挙  
 〃 教授会  
 〃 期末試験（3月8日まで）

- 3月10日 教授会  
 〃 大学院薬学研究科委員会  
 11日 輸入免税品検査のため大阪税関計算管理室長樋本義雄氏来学  
 15日 富山薬窓会役員会  
 18日 教授会  
 〃 大学院薬学研究科修了式  
 19日 卒業式  
 〃 富山薬窓会総会  
 〃 卒業祝賀会  
 23・24日 入学試験  
 30日 教授会  
 31日 合格者発表

### 工学部

- 1月14日 学部補導委員会  
 19日 教授会
- 2月2日 専任教授会  
 9日 教授会及び専任教授会  
 16日 学部補導委員会  
 18日 北陸信越工業教育協会富山県支部主催講演会  
 23日 学部長候補者選挙
- 3月11日 工学部の問題に関する特別委員会  
 14日 教授会及び専任教授会  
 23・24日 入学試験  
 30日 教授会

### 附属図書館

- 1月7日 事務打合会（第5回）  
 17日 時間外開館開始  
 21日 附属図書館商議会（第3回）  
 25～28日 ドキュメンテーション講習会（東京大）
- 2月19日 浅岡館長離任  
 20日 酒井館長発令  
 24日 事務打合会（第6回）  
 〃 時間外開館休止  
 28日 附属図書館要覧刊行
- 3月4・5日 映写技術講習会（教育学部）  
 8日 事務打合会（第7回）  
 11日 増加図書目録（昭39）刊行配布

### 経営短期大学部

- 1月10日 授業開始  
 11日 入試問題作成委員会  
 21日 教官会議  
 25日 ゼミオリエンテーション  
 27日 合同委員会  
 29日 授業終了  
 31日 補講

2月1日 補講  
2日 教官会議  
3日 期末試験開始  
9日 期末試験終了  
10日 春季休業開始  
17～19日 追再試験  
22日 入学願書受付開始  
3月3日 入学願書受付締切  
4日 教官会議  
9日 非常勤講師との打合懇談会  
11日 教官会議  
〃 入試事務打合会  
15日 編・再入学願書受付締切  
16日 入学試験  
17日 入学試験問題採点  
18日 入学者選考資料完成  
19日 第5回卒業式を挙行了した  
22日 編・再入学志願者試験  
25日 教官会議  
〃 合格者発表

昭和40年5月31日

印刷所 昭和印刷 KK